

十五 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7 - 1 - 9 <u>令第13条第8号ソ</u>.....</p>	<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7 - 1 - 9 <u>令第13条第8号レ</u>.....</p>

十六 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>(合併により受け入れた減価償却資産の償却方法)</p> <p><u>7-2-4 合併法人が被合併法人から減価償却資産を受け入れた場合における当該減価償却資産の償却方法の選定については、当該合併法人がその合併の時に当該減価償却資産を新たに取得し、又はその合併により増加することとなる事業所を新たに設けたものとして、令第51条第2項第3号から第5号まで《減価償却資産の償却の方法の選定》の規定を適用する。</u></p>
(廃止)	<p>(被合併法人が取替法等の承認を受けている場合)</p> <p><u>7-2-5 被合併法人が取替資産の償却限度額の計算につき取替法を選定することについて令第49条第1項《取替資産に係る償却の方法の特例》に規定する承認を受けている場合には、合併後における当該取替資産の償却限度額の計算については、合併法人がその承認を受けたものとして取り扱うことができる。被合併法人が償却限度額の計算につき令第48条の2《減価償却資産の特別な償却の方法》又は第50条《特別な償却率による償却の方法》に規定する承認を受けている場合についても、同様とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>7 - 2 - 4</p> <p>.....その変更が<u>合併や分割</u>に.....</p> <p>(注)</p>	<p>(償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>7 - 2 - 6</p> <p>.....その変更が<u>合併</u>に.....</p> <p>(注)</p>

十七 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(高価買入資産の取得価額)</p> <p>7 - 3 - 1 法人が不当に高価で買入れた固定資産について、その買入価額のうち実質的に贈与をしたものと認められた金額がある場合には、買入価額から当該金額を控除した金額を取得価額とすることに留意する。</p>	<p>(高価買入資産の取得価額)</p> <p>7 - 3 - 1 法人が不当に高価で買入れた固定資産又は出資に際し過大に評価して受け入れた固定資産について、その買入価額又は受入価額のうち実質的に贈与をしたものと認められた金額がある場合には、買入価額又は受入価額から当該金額を控除した金額を取得価額とすることに留意する。</p>